

# 野木町分別収集計画

平成22年7月6日

## 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町のごみ処理体制は収集運搬を町で行い、処理・処分を小山広域保健衛生組合で行っている。小山広域保健衛生組合のごみ処理施設は、中央清掃センターの焼却施設は稼働開始から24年、粗大ごみ処理施設は稼働開始から14年が経過している。また、野木町の生ごみ・可燃ごみを処理している野木資源化センターは、稼働開始から18年が経過しており、これらすべての施設の老朽化が進んでいるといえる。更に、小山広域保健衛生組合では最終処分を県外に委託しており、施設の整備とともにごみの減量が課題となっている。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R(リデュース、リユース、リサイクル)を推進し、最終処分量の削減を図る目的で町民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、廃棄物の減量や最終処分量の削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

## 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再利用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減

## 3 計画期間

本計画の計画期間は、平成23年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

## 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトルを対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
容器包装廃棄物	1,683t	1,671t	1,658t	1,646t	1,634t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の推進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、町民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

分別収集の実施に当たり、アンケート調査を行う等により町民、事業者のごみ処理に対する意識を把握する。

また、当町環境委員によるリサイクル活動を推進する。

・環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、学校給食の牛乳におけるリターナブルびんの使用やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、町民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、ごみ処理に要する経費の急増等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

・過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街との地域協定、優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

・販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋(マイバック)の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

・リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分  
(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、野木町が有する収集機材、また、小山広域保健衛生組合が有する選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 其他の色のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	飲料用紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

	23年度		24年度		25年度		26年度		27年度	
主としてスチール製の容器	23t		23t		22t		22t		22t	
主としてアルミ製の容器	16t		16t		16t		16t		16t	
無色のガラス製容器	(合計) 15t		(合計) 15t		(合計) 15t		(合計) 15t		(合計) 14t	
	引渡 量	独自処理量	引渡 量	独自処理量	引渡 量	独自処理量	引渡 量	独自処理量	引渡 量	独自処理量
	15t	0t	15t	0t	15t	0t	15t	0t	14t	0t
茶色のガラス製容器	(合計) 24t		(合計) 24t		(合計) 24t		(合計) 23t		(合計) 23t	
	引渡 量	独自処理量	引渡 量	独自処理量	引渡 量	独自処理量	引渡 量	独自処理量	引渡 量	独自処理量
	24t	0t	24t	0t	24t	0t	23t	0t	23t	0t
その他の色のガラス製容器	(合計) 46t		(合計) 46t		(合計) 45t		(合計) 45t		(合計) 45t	
	引渡 量	独自処理量	引渡 量	独自処理量	引渡 量	独自処理量	引渡 量	独自処理量	引渡 量	独自処理量
	5t	41t	5t	41t	5t	40t	5t	40t	5t	40t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)	2t		2t		2t		2t		2t	
主として段ボール製の容器	95t		94t		93t		93t		92t	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 55t		(合計) 55t		(合計) 54t		(合計) 54t		(合計) 54t	
	引渡 量	独自処理量	引渡 量	独自処理量	引渡 量	独自処理量	引渡 量	独自処理量	引渡 量	独自処理量
	55t	0t	55t	0t	54t	0t	54t	0t	54t	0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

人口変動率は次のとおり設定した。

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
24,999 人 (対前年度比)	24,824 人 (対前年度比)	24,650 人 (対前年度比)	24,475 人 (対前年度比)	24,301 人 (対前年度比)
96.00%	99.30%	99.30%	99.29%	99.29%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

自治会等による集団回収も今後引き続き実施する。

以下に分別収集の実施主体を示す。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶	町による定期収集、自治会等の団体による集団回収	小山広域保健衛生組合、民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	ガラスびん	町による定期収集	小山広域保健衛生組合
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	飲料用紙パック	町による定期収集、自治会等の団体による集団回収	小山広域保健衛生組合、民間業者
	段ボール	段ボール	町による定期収集、自治会等の団体による集団回収	小山広域保健衛生組合、民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町による定期収集	小山広域保健衛生組合

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

現在、缶・ガラスびん・ペットボトルについては、小山広域保健衛生組合中央清掃センターで、選別、圧縮、保管しているが、将来、新施設を整備する際には、その他の紙製容器包装及びプラスチック製容器包装の分別収集の実施についても考慮する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項(法第8条第2項第7号)

- ・自主的な地域リサイクル活動を推進していくため、環境委員の協力を得る。
- ・自治会等の住民団体による集団回収を促進するため、奨励金の交付等の支援を行う。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。